



①感染拡大防止策の強化を目的とした
物品の購入、コンテンツ開発等

②新たな事業展開のための施設の改修等が補助対象

宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金

の御案内

※京都府内に立地する、旅館業法第3条第1項の許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所等が対象です。

京都府内の宿泊事業者が実施する
新型コロナウイルスの「感染拡大
防止」の取り組みや「新しい生活
様式」に基づくコンテンツ開発、
新たな需要に対応した施設改修等
の前向きな取組に対して、必要な
経費の一部を補助します。

補助上限

- ① 500万円 (補助率1/2)
- ② 750万円 (補助率3/4)

※ 補助対象経費が30万円を超える事業が対象
※ ①については、施設規模に応じた補助限度額あり
※ 併用する場合の上限額は750万円

① 感染拡大防止等支援事業

(R2.5.14以降の取組が対象)

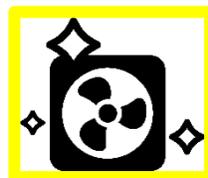
例えば...



サーモグラフィーの購入



アルコール除菌や抗菌加工



換気設備の導入

② 戦略的投資支援事業

(R3.6.16以降の取組が対象)

例えば...



ワーケーション環境整備



キャッシュレス・非接触システム機器の導入

交付申請受付期間: 6月16日(水) ~ 7月21日(水)

問い合わせ先

TEL 050-3033-0172

[9:30~17:30 (土日祝日除く)]

事務局: 京都府宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金事務局

実施主体: 公益社団法人京都府観光連盟

※裏面にも詳細あり

宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金

① 感染拡大防止等支援事業（補助率1/2以内 R2.5.14以降の取組が対象）

※交付済の府補助事業等に係る事業者負担分も対象となります

※宿泊施設の規模に応じた補助限度額があります（以下参照）

・感染拡大予防ガイドライン等に対応するために実施する取組

宴会場や脱衣所等への換気扇の設置、空気清浄機能付属エアコンの導入、抗菌壁紙への変更や共有スペースの抗ウイルス施工、サーモグラフィーの導入、専門家による感染症対策の検証、消耗品購入等

・「新しい生活様式」に基づくサービスを提供するためのコンテンツ開発

感染防止に配慮した宿泊プランや少人数での体験企画などの開発、プロモーション経費、広報のためのホームページ改修等

・新たな需要に対応するための施設改修、システム導入等の前向きな取組

家族向けや少人数向けへの施設・設備改修・バリアフリー施工、非接触チェックインシステムの導入、テレワークやワーケーション対応のための通信環境の整備等

② 戦略的投資支援事業（補助率3/4以内 公募日(R3.6.16)以降の取組が対象）

・新たな需要に対応するための施設改修、システム導入等の前向きな取組

①についてのみ＜宿泊施設の規模に応じた補助限度額＞

宿泊施設の客室数及び収容人数に応じた補助限度額の区分のうち、補助限度額が高い区分の額を上限とします。

【1施設あたりの客室数別】

客室数	補助限度額
1室～9室	500千円
10室～29室	1,000千円
30室～49室	3,000千円
50室～	5,000千円

【1施設あたりの収容人数別】

収容人数	補助限度額
1人～29人	500千円
30人～89人	1,000千円
90人～129人	3,000千円
130人～	5,000千円

(例) 客室数が25室で、収容人数が100人の宿泊施設の場合の補助上限額は、
客室数→補助限度額 1,000千円 収容人数→補助限度額 3,000千円
よって補助限度額は、3,000千円となります。

交付要領、申請様式は京都府観光連盟
ホームページでご確認いただけます。

検索 京都府観光連盟